



令和4年度入園申請案内



かつらぎ町

目次

1. 認定こども園とは	1
2. 支給認定について	2
3. 保育を必要とする事由について	3
4. 利用調整（基準細目と調整指数）	4
5. 途中入園・支給認定内容の変更・退園について	6
6. 保育料について	6
7. 給食費について	6
8. 保育料算定について	7
保育料階層表	8
9. 一時保育・延長保育・預かり保育・体調不良児対応型について	9
10. 1号認定(幼稚園・幼稚園部)の長期休暇について	10
11. 入園申請の主な書類及び記入上の注意	10

入園申し込み期間

- 記入例** ・教育・保育給付費支給認定申請書（兼現況届兼利用申請書）
・就労証明書
・就労申告書



1. 認定こども園とは

※認定こども園とは

幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

認定こども園（保育所部）は、保護者の就労や病気等により、日中に児童の保育ができないときに、保護者に代わってその児童を保育する児童福祉施設です。認定を受けることができるのは、保育の必要性を受けた児童です。（「集団生活を体験させたい」等の理由では認定できません。）

認定こども園（幼稚園部）・幼稚園は、小学校に就学する前の幼児（3～5歳児）に幼児教育を行い、集団生活を通じて生涯にわたる人間形成の基礎を育てていく施設です。保育の必要性は不要です。

※入所対象児童

入園対象となるのは、かつらぎ町に住民登録(予定者を含む)のある、満6か月から就学前の児童です。

受け入れ年齢は、その年の4月1日現在の満年齢を基準とします。

乳児（0歳児）	令和 3年4月2日生 ～ （原則、満6か月を過ぎた翌月から入園可能）
1歳児	令和 2年4月2日生 ～ 令和 3年4月1日生
2歳児	平成 31年4月2日生 ～ 令和 2年4月1日生
3歳児（年少）	平成 30年4月2日生 ～ 平成 31年4月1日生
4歳児（年中）	平成 29年4月2日生 ～ 平成 30年4月1日生
5歳児（年長）	平成 28年4月2日生 ～ 平成 29年4月1日生

かつらぎ町のこども園・幼稚園

◆こども園

施設名	定員	住所	電話番号	開園時間	備考
佐野こども園 ・保育所部 ・幼稚園部	260名	佐野 827 番地の1	22-6260 22-6262	(平日)7:00～20:00 (土曜日)7:00～13:00 ・保育所部基本時間 (平日)8:30～16:30 (土曜日)8:30～11:30 ・幼稚園部基本時間 (平日)8:30～14:00	・一時保育 ・延長保育(保育所部) ・預かり保育（幼稚園部） ・体調不良児対応型保育
三谷こども園 ・保育所部 ・幼稚園部	200名	三谷 1650 番地	23-3730 23-3755		

◆幼稚園

施設名	定員	住所	電話番号	開園時間	備考
花園幼稚園	15名	花園梁瀬 664 番地の5	0737-26-0123	8:30～14:00	・預かり保育
聖心幼稚園	35名	笠田東 577 番地	22-1336	8:30～14:30	・預かり保育 (詳細は園にご確認下さい)

2. 支給認定について

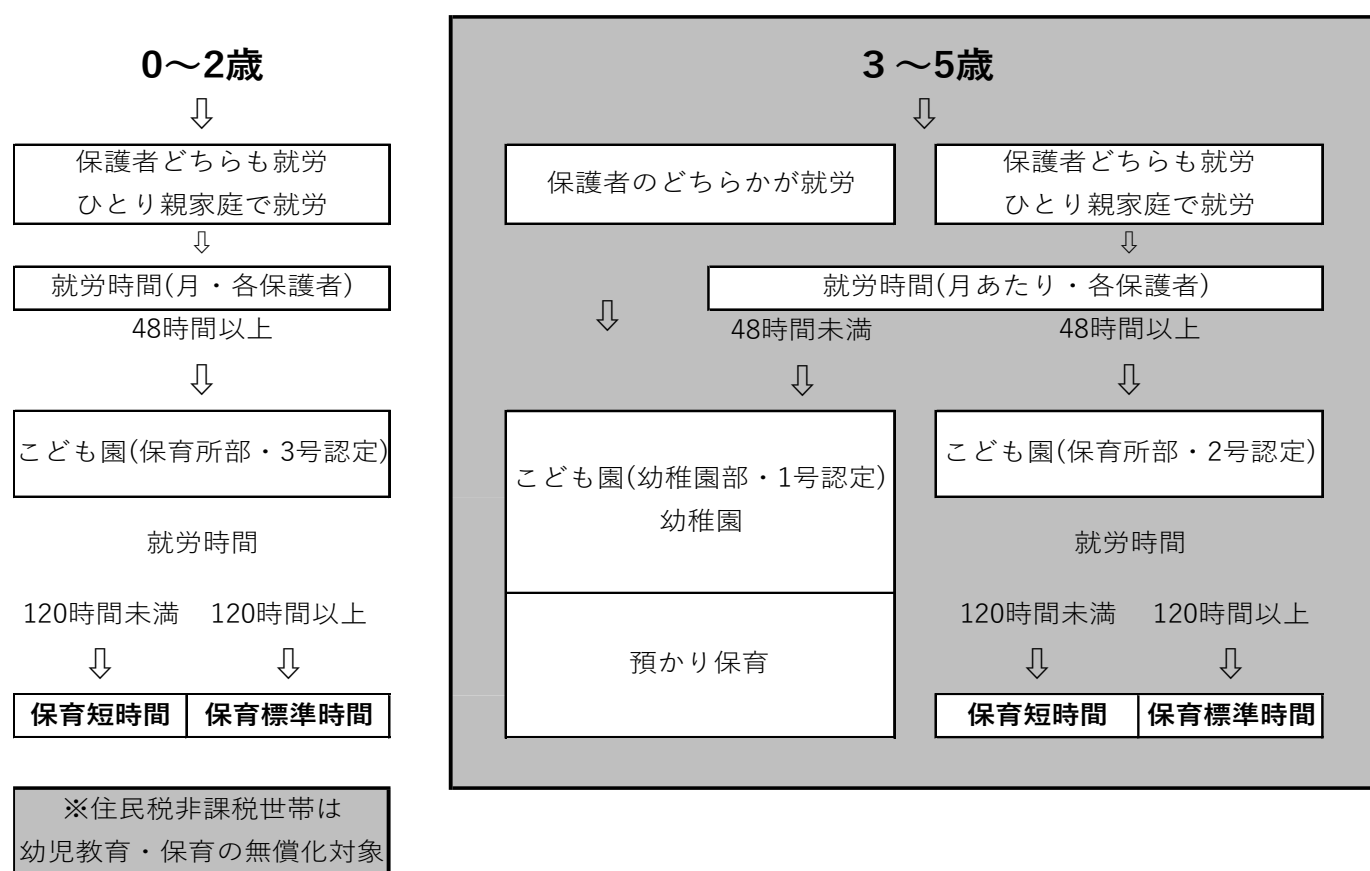
こども園、幼稚園に入園するためには、かつらぎ町による認定（支給認定）を受ける必要があります。この認定を受けない方は、こども園等を利用することができません。

※認定は、「お子さんの年齢」と「保育の必要性の有無」によって区分されます。

保育所部（2号・3号）に認定されたお子さんは、さらに「保育必要量」により短時間と標準時間に区分され、認定された必要量に応じて、施設の最大利用可能時間が異なります。

○支給認定区分と無償化の対象範囲○

お子さんの年齢(令和4年4月1日時点)



※ は幼児教育・保育の無償化の対象です。

※保育短時間とは…保護者の就労時間が、月 48 時間以上（おおむね 1 日 3 時間・月 16 日以上の方）

※保育標準時間とは…保護者の就労時間が、月 120 時間以上（おおむね 1 日 6 時間・月 20 日以上の方）

※支給認定証の有効期間は、1号及び2号認定については就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日の前日までとなっております。なお、3号認定から2号認定への切り替えは職権にて行います。（申請の必要はありません。）

※利用可能時間に、延長保育の時間は含んでおりません。

※保育必要量（保育標準時間・保育短時間）は、保護者の希望・保護者の就労時間等を基準に照らし合わせ、最終的にかつらぎ町が判定します。希望と相違する場合がありますのであらかじめご了承ください。

3. 保育を必要とする事由について

こども園（保育所部）等へ入園できる児童は、2号・3号の保育認定が必要です。
保育認定を受ける場合、下記のいずれかに該当する必要があるとあります。

☆保育の実施基準☆

- 1、 就労：労働することを常態としている
- 2、 妊娠・出産：妊娠中、又は出産後間がない
- 3、 疾病・障がい：疾病、負傷、又は精神・身体に障がいがある
- 4、 介護・看護：同居の親族（長期入院中の親族含む）を常時介護・看護している
- 5、 災害復旧：震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている
- 6、 求職活動（起業準備）：求職活動、又は起業準備を継続的にこなっている
- 7、 就学：各種学校・教育施設に在学、又は認定職業訓練・その他の職業訓練を受けている
- 8、 社会的な養護：児童虐待をおこなっている、おこなわれる恐れがある、又はDVにより保育をおこなうことが困難であると認められる
- 9、 継続申請：育休該当児童以外の幼児が在園児で、継続して施設を利用する事が必要であると認められる
- 10、 市町村が特に認める事由：上記に類するものとして、市町村が特に認める事由に該当する

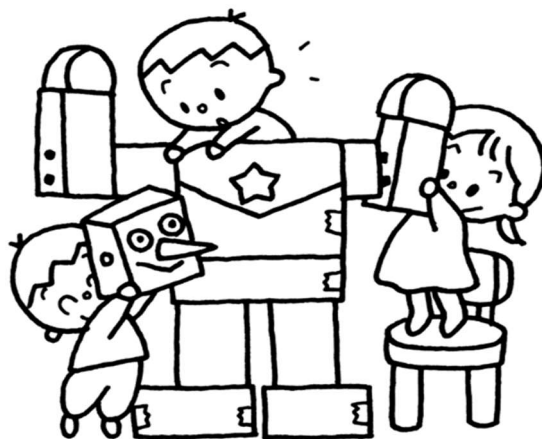
※妊娠・出産は、出産予定日の8週前の属する月の1日から認定可能です。また、出産日から起算して8週間を経過する日が属する月の末日まで認定します。

※求職活動（起業準備）は、求職活動（起業準備）開始日から起算して90日間を経過する日が属する月の末日まで認定します。

※就学は、卒業又は修了予定日が属する月の末日まで認定します。

※継続申請は、育休の期間等、保育利用の公平性を勘案し、町長が認める期間を認定します。

※市町村が特に認める事由は、保育必要事由、子ども・保護者の状態を勘案し、町長が認める期間を認定します。



4. 利用調整(基準細目と調整指数)

利用調整とは、かつらぎ町が定める利用調整の基準に基づき優先順位をつけ、保育の必要性に応じて町が施設の利用を調整することです。

保育の必要性(事由)についての基準細目

保育の必要性の事由			対象	細目		基準指数	実施期間	備考	
①	就労※1	外勤(居宅外自営)	常勤	週5日以上(不規則の場合は、月20日以上)	8時間以上の就労を常態とする場合(160H)	20	・最長就学前まで ・雇用期間の定めがある場合は、期間が満了する月の翌月末日まで		
					7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合(140H)	19			
					6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合(120H)	18			
					5時間以上6時間未満の就労を常態とする場合(100H)	17			
					4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合(80H)	16			
			パート	週4日(不規則の場合は、月16日以上)	7時間以上の就労を常態とする場合(112H)	17			
					6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合(96H)	16			
					5時間以上6時間未満の就労を常態とする場合(80H)	15			
					4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合(64H)	14			
					3時間以上4時間未満の就労を常態とする場合(48H)	13			
		農林漁業者	中心者	週5日以上(不規則の場合は、月20日以上)	6時間以上の農林漁業を常態とする場合(120H)	15			
					4時間以上6時間未満の農林漁業を常態とする場合(80H)	13			
					5時間以上の農林漁業を常態とする場合(80H)	11			
			協力者	週4日(不規則の場合は、月16日以上)	3時間以上5時間未満の農林漁業を常態とする場合(48H)	9			
						12			
		その他	上記の他、勤務の態様から保育の必要性が認められる場合(セールス等歩合、売上制他)			9			
	居宅内就労	自営	中心者	週5日以上(不規則の場合は、月20日以上)	8時間以上の就労を常態とする場合(160H)	18			
					7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合(140H)	17			
					6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合(120H)	16			
					5時間以上6時間未満の就労を常態とする場合(100H)	15			
					4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合(80H)	14			
			協力者	週4日(不規則の場合は、月16日以上)	7時間以上の就労を常態とする場合(112H)	15			
					6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合(96H)	14			
					5時間以上6時間未満の就労を常態とする場合(80H)	13			
					4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合(64H)	12			
					3時間以上4時間未満の就労を常態とする場合(48H)	11			
	内職等	中心者/協力者 内職を常態とする場合			自営より (-5)				
②	妊娠、出産	通常出産	産前産後の休養を必要とする場合(出産予定日の前後8週間)		15	産前産後8週間以内			
		通常以外	絶対安静、入院等、日常生活に支障をきたす旨の診断書が出た場合		20				
		入院	長期(1ヵ月以上)の入院(確定している場合含む)		20				
③	疾病、負傷、障害	疾病又は傷害	居宅内	常時病臥	20	入院、療養を要しなくなる月の末日まで			
				特定疾患又は感染性	20				
				一般療養	常時安静又は通院頻度が週3回以上ある場合			16	
				上記以外(1ヵ月以上の診断書有りの場合)				12	
				心身障がい	精神			精神障がい者保健福祉手帳1級を有している場合	
		精神障がい者保健福祉手帳2～3級を有している場合				16			
		療養	療育手帳Aを有している場合		20				
			療育手帳Bを有している場合		16				
		身体	身体障がい者手帳1～2級を有している場合		20				
			身体障がい者手帳3級を有している場合		16				
上記以外(身体障がい者手帳4級以下を有している場合)			12						
④	介護、看護※2	病院、施設付添	週5日以上	付添を常態とする場合	①居宅外就労(外勤)に準ずる	付添、送迎、介護を要しなくなる月の末日まで			
			週4日	付添を常態とする場合	①居宅外就労(外勤)に準ずる				
		施設送迎	週5日以上	送迎を常態とする場合	13				
			週4日	送迎を常態とする場合	11				
		居宅介護(別居している児童の祖父母含む)	重度障がい者等の全介護が必要な場合		20				
			常時観察と介護(食事、排泄、入浴)が必要な場合(全介護を除く)		16				
			上記以外の観察と介護が必要な場合		12				
⑤	災害復旧	震災、風水害、火災等による家屋損傷、その他災害復旧に当たっている場合				20	災害復旧が終了する月の末日まで		
⑥	求職活動(起業準備)	就労先内定	中心者、その他	内定先からの証明書がある場合		①居宅外就労(外勤)より (-2)	・最長就学前まで ・雇用期間の定めがある場合は、期間が満了する月の翌月末日まで	90日以内	
		就労先未定(起業準備中)	中心者、その他	求職活動(起業)の為、日中外出(準備)を常態としている場合		8			
⑦⑧	就学、職業訓練(技能取得)※1	在学(通学)	週5日以上(不規則な場合は、月20日以上)	8時間以上の就学、職業訓練を常態とする場合(160H)	18	就学又は技能習得等の予定期間が満了する月の末日まで			
				7時間以上8時間未満の就学、職業訓練を常態とする場合(140H)	17				
				6時間以上7時間未満の就学、職業訓練を常態とする場合(120H)	16				
				5時間以上6時間未満の就学、職業訓練を常態とする場合(100H)	15				
				4時間以上5時間未満の就学、職業訓練を常態とする場合(80H)	14				
				7時間以上の就学、職業訓練を常態とする場合(112H)	15				
				6時間以上7時間未満の就学、職業訓練を常態とする場合(96H)	14				
				5時間以上6時間未満の就学、職業訓練を常態とする場合(80H)	13				
				4時間以上5時間未満の就学、職業訓練を常態とする場合(64H)	12				
				3時間以上4時間未満の就学、職業訓練を常態とする場合(48H)	11				
			内定	就学、職業訓練の内定(新規就業者、内定者)				在学(通学)より (-2)	
				在宅				在学(通学)より (-6)	
				⑨⑩	児童虐待、DV(配偶者への暴力)			児童	児童虐待の恐れがあると認められる場合
配偶者	配偶者からの暴力により育児が困難と認められる場合		20			保育の必要性がなくなった月の末日まで			
⑪	育児休業時における在園児の継続利用	(新入園児との審査選考に入れないが、原則1年間とする)				-	保育の必要性がなくなった月の末日まで		
		不存在	(ひとり親)	死亡、未婚、離婚、行方不明、拘禁等の場合	20				
		別居	離婚調停中の別居等の場合	18					
		特例	前各号に掲げられものの他、町長が各前号に類すると認めた場合	5～20					

※1 就労、就学時間には通勤、通学時間は含まない。日数、時間は実績等を優先する。

※2 介護、看護の親族は3親等以内を対象とする。

備考 1 父母の保育の必要性の要件及び理由、状況に応じ、基本指数を設定する。

2 父母それぞれの基本指数の合算を、入園(所)申込児童の基本指数とする。

3 上表で父母が複数の要件に該当する場合は、各々について基本指数が高い方の要件を採用する。

4 要件①、④、⑤、⑥、⑦、⑧は休憩時間を含めるものとする。

また、不規則勤務、シフト勤務等、標記の就労日数及び時間数にうりがない場合は、別途判断する。

5 保育の必要性を判断する証明書類の提出のない場合、あるいは書類に不足がある場合は、当該保護者の基本点数を1/2とする。

6 審査選考時点(一斉入園(所)選考の場合は別途定める日時点)において就労等の事実が確認できない場合は、就労内定扱い(-2)とする。

7 特に定めのある場合を除き、入園(所)希望日を基準日とする。但し、4月入園選考は11月末日とする。

優先利用の調整指数

		世帯（児童を取り巻く環境等特殊な事情）の状況	調整指数	対象
1	ひとり親世帯	①ひとり親世帯（他に同居親族がいても常時保育にあたることができない場合を含む）	+9	世帯に加算
2	生活保護世帯	②生活保護受給世帯（就労による自立支援につながる場合）	+6	世帯に加算
3	生計中心者の失業	③生計中心者が失業し、求職活動をしており、勤務先が未定の場合（倒産や解雇の証明有の場合。自己都合は除く）	+5	世帯に加算
4	児童虐待やDV	④児童虐待やDVなど社会的養護の必要性がある場合（緊急度が高い場合）	+10	世帯に加算
5	子どもが障がい	⑤申込児が障害を有する場合（集団保育を必要とする場合）	+4	世帯に加算
6	育児休業後の復職	⑥保護者が育児休業後に復職予定の場合	+3	世帯に加算
		⑦育児休業取得により一時退園（所）しており、育休明けに再入園（所）の場合	+4	世帯に加算
7	兄弟同時入園（所）	⑧兄弟姉妹が在園（所）している保育園（所）、こども園へ新規入園（所）を希望する場合	+5	世帯に加算
		⑨兄弟姉妹で同じ保育園（所）、こども園へ同時に新規入園（所）を希望する場合	+4	世帯に加算
		⑩兄弟姉妹が在園（所）している保育園（所）、こども園へ転園（所）を希望する場合	+5	世帯に加算
8	地域型保育事業の利用	⑪小規模保育事業など地域型保育事業の利用（卒園）児童の場合	+7	世帯に加算
9	就労状況	⑫保護者のいずれかが単身赴任や海外勤務等による不在の場合（1年以上）	+3	世帯に加算
		⑬保護者が町内の保育園（所）、こども園に就労又は内定している場合（保育士に限る）	+2	世帯に加算
		⑭保護者の就労実績が（申込時点で）1ヵ月未満である場合	-1	父母それぞれに加算
		⑮就労先内定の就労開始時期が未定の場合（入園（所）希望日を超える場合）	-1	父母それぞれに加算
	家庭状況	⑯両親ともに不在である場合	+15	世帯に加算
		⑰保護者のいずれかが家庭事情により別居状態である場合（継続的な場合）	+4	世帯に加算
		⑱離別、死別後で緊急に生計費を得るための就労を要する場合	+3	世帯に加算
		⑲介護、看護を必要とする家族が複数いる場合（基準細目④の介護、看護）	+2	世帯に加算
		⑳未就学児が3人以上同居している場合	+1	世帯に加算
		㉑特別な事情による転園（所）希望の場合（離婚、遠距離、転勤、転職、転居、転入、延長保育申込等）	+1	世帯に加算
		㉒同じ認定こども園内で教育時間相当利用児から教育保育時間相当利用児へ転園希望する場合	+1	世帯に加算
		㉓同居の親族（20歳以上65歳未満）が無職で、申込児の補完的な保育を行うことができる状態にある場合（就労証明書等の添付がある場合を除く）	-3	世帯に加算
	施設状況	㉔現在入所（園）している町内の保育施設（認可外含む）が廃所（園）又は閉鎖する場合（町のこども園化を除く）	+1	世帯に加算
	待機児童	㉕前年度又は当年度（6ヵ月以上）待機申請している場合	+3	世帯に加算
		㉖前年度又は当年度（3ヵ月以上）待機申請している場合	+2	世帯に加算
		㉗前年度又は当年度（3ヵ月未満）待機申請している場合	+1	世帯に加算
	滞納（歴）	㉘兄弟姉妹が在所（園）児又は卒所（園）児で、正当な理由なく保育料（24ヵ月以上）未納がある場合 ※但し、児童手当の充当申出書がある場合、納付誓約を履行し入金確認が出来た場合（-4）（兄弟姉妹分の場合は月数を累計する）	-8	世帯に加算
		㉙兄弟姉妹が在所（園）児又は卒所（園）児で、正当な理由なく保育料（18ヵ月以上）未納がある場合 ※但し、児童手当の充当申出書がある場合、納付誓約を履行し入金確認が出来た場合（-3）（兄弟姉妹分の場合は月数を累計する）	-6	世帯に加算
		㉚兄弟姉妹が在所（園）児又は卒所（園）児で、正当な理由なく保育料（12ヵ月以上）未納がある場合 ※但し、児童手当の充当申出書がある場合、納付誓約を履行し入金確認が出来た場合（-2）（兄弟姉妹分の場合は月数を累計する）	-4	世帯に加算
		㉛兄弟姉妹が在所（園）児又は卒所（園）児で、正当な理由なく保育料（6ヵ月以上）未納がある場合 ※但し、児童手当の充当申出書がある場合、納付誓約を履行し入金確認が出来た場合（-1）（兄弟姉妹分の場合は月数を累計する）	-2	世帯に加算
		㉜兄弟姉妹が在所（園）児又は卒所（園）児で、正当な理由なく保育料（3ヵ月以上）未納がある場合	-1	世帯に加算
	必要性の報告等	㉝児童相談所（公的機関）等から保育の必要性がある旨の報告（意見書）等を受けた場合	+2	世帯に加算
		㉞保育施設長から保育の必要背である旨の報告（意見書）等を受けた場合	+1	世帯に加算
	緊急	㉟その他、児童福祉の観点から町長が緊急に保育の必要性を認める場合	+1～+10	世帯に加算

◎算定方法 保護者のそれぞれについて、事由（要件）により基準指数を求め、本表の調整指数を合算し、当該世帯（申込児）の指数とする（積上げ方式）

申込児
住所
第1希望所（園）歳児
兄弟姉妹同時入所（園）
兄弟姉妹在所（園）児

基準指数（父）	+	基準指数（母）	+	調整指数	=	合計
---------	---	---------	---	------	---	----

5. 途中入園・給付認定内容の変更・退園について

①途中入園について

途中入園については、入園希望日の前月10日（土日祝の場合は翌日）までに全ての必要書類を揃えて教育総務課子育て係に提出してください。入園は原則、毎月1日です。

なお、1日が土日祝でも保育料の日割り計算は行いません。

②認定内容の変更について

保護者変更、認定区分/保育必要量、保育必要事由の変更がある場合、必ずご連絡下さい。また、希望日の2週間前まで（土日祝の場合は翌日）に必要な書類を添えて申請書を提出して下さい。変更日は、原則、毎月1日です。

③退園について

退園希望の2週間前まで（土日祝の場合は翌日）に申請書を提出して下さい。退園は、原則、毎月末日の退園です。

6. 保育料について

①対象者

こども園・幼稚園を利用する3歳から5歳までのすべての子どもの利用料が無料となります。

0歳から2歳までの子どもについては住民税非課税世帯を対象に利用料が無料です。

保育料算定に伴う軽減措置についてはこれまで通り反映されます(多子軽減)。

②対象期間

満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

※幼稚園については入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化の対象です。

③保護者負担

行事費などはこれまで通り保護者負担となります。



7. 給食費について

かつらぎ町では令和2年4月より、3～5歳児の給食費の補助を行っています(上限5,500円)。

0～2歳児までの住民税非課税世帯以外の子どもは、従来通り副食費を含んだ保育料をご負担いただきます。



8. 保育料算定について

①保育料算定の基礎

0歳から2歳児の保育料は、原則父母の市町村民税額により算定します。ただし、家計の主宰者が父母以外と認められる場合は、その主宰者の市町村民税額を合算し算定します。

※住宅ローン控除・寄付金控除等で減額されている場合、反映しません。

②保育料の軽減措置

ア. 子どもが3人以上いる世帯で、3人目以降の子どもは、無料（紀州っ子いっぱいサポート）

イ. 小学校就学前の範囲において、こども園・保育所・幼稚園等を同時に利用する場合、最年長の子どもから順に、2人目半額

ウ. 子どもが2人以上いる世帯で、市町村民税所得割額が 57,700円未満の場合、最年長の子どもから順に 2人目無料（紀州っ子いっぱいサポート）

エ. 市町村民税非課税世帯（B階層該当）の子どもは、無料

オ. 市町村民税非課税世帯（C1階層該当）で、2人目以降の子どもは、無料

カ. ひとり親世帯等で、子どもが2人以上おり、市町村民税所得割額が 77,101円未満の場合、最年長の子どもから順に、2人目以降無料

※ひとり親世帯等：ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯（身体障害者手帳等の写しが必要）

※就学前の兄または姉が他の施設（児童発達支援施設等）に在籍している場合は、減免申請の提出が必要です。

※減免（免除）は対象者全ての人が必ず適用になるとは限りません。

③保育料算定に必要な書類

※ 4月から8月は前年度、9月から3月は当該年度市町村民税額で算定します。

令和3年1月1日現在かつらぎ町に住民票を有しない方は、令和3年1月1日現在住民票のある市町村で発行される令和3年度(令和2年分)市町村民税課税証明書に記載されている所得割で算定します。

支給認定申請書の同意により、情報連携させていただきますので、課税証明書の提出は必要ありません。

④保育料の決定

4月分から8月分については、3月下旬に、9月分から翌年3月分は8月下旬に決定し、通知させていただきます。

なお、納付期限は原則10日です。なお、4月分は5月分と同日です。



			保 育 料 階 層 表						
階 層 区 分	定 義		保育料(月額)						
			こども園＆花園幼稚園				聖心幼稚園		
			2号・3号(保育所)			1号(幼稚園)		1号(私立幼稚園)	
			0～2歳	3歳	4～5歳	3歳	4～5歳	3歳	4～5歳
A	生活保護世帯等		0	0	0	0	0	0	0
B		ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	0
	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0	0
C1		ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	0
	市町村民税が均等割のみ		11,300	0	0	0	0	0	0
C2		ひとり親世帯等	6,000	0	0	0	0	0	0
	市町村民税所得割の額が45,400円未満		13,000	0	0	0	0	0	0
C3		ひとり親世帯等	6,600						0
	市町村民税所得割の額が45,400円以上47,200円未満		14,200						0
D1		ひとり親世帯等	7,500						0
	市町村民税所得割の額が47,200円以上49,400円未満		15,100						0
D2		ひとり親世帯等	8,500	0	0	0	0	0	0
	市町村民税所得割の額が49,400円以上58,400円未満		17,000	0	0	0	0	0	0
D3		ひとり親世帯等	9,000	0	0	0	0	0	0
	市町村民税所得割の額が58,400円以上69,600円未満		19,700	0	0	0	0	0	0
D4		ひとり親世帯等で、かつ、77,101円未満	9,000	0	0	0	0	0	0
	市町村民税所得割の額が69,600円以上92,200円未満		22,900	0	0	0	0	0	0
D5	市町村民税所得割の額が92,200円以上114,600円未満		24,400	0	0	0	0	0	0
D6	市町村民税所得割の額が114,600円以上140,200円未満		26,000	0	0	0	0	0	0
D7	市町村民税所得割の額が140,200円以上162,600円未満		28,000	0	0	0	0	0	0
D8	市町村民税所得割の額が162,600円以上185,100円未満		31,100	0	0	0	0	0	0
D9	市町村民税所得割の額が185,100円以上207,600円未満		33,700	0	0	0	0	0	0
D10	市町村民税所得割の額が207,600円以上230,100円未満		36,100	0	0	0	0	0	0
D11	市町村民税所得割の額が230,100円以上272,800円未満		37,600	0	0	0	0	0	0
D12	市町村民税所得割の額が272,800円以上		40,400	0	0	0	0	0	0

【3号認定】

◆ 小学校就学前の範囲において、こども園・保育所・幼稚園等を同時に利用する場合、最年長の子どもから順に、2人目（上記の金額の半額）、3人目以降（無料）

◆ 子どもが2人以上いる世帯で、市町村民税所得割が57,700円未満の場合、最年長の子どもから順に、2人目無料（紀州っ子いっぱいサポート事業）

◆ ひとり親世帯等で、子どもが2人以上おり、市町村民税所得割が77,101円未満の場合、最年長の子どもから順に、2人目以降（無料）

◆ 子どもが3人以上いる世帯で、3人目以降の子どもは、無料（紀州っ子いっぱいサポート事業）

◆ 市町村民税非課税世帯（B・C1階層該当）で、2人目以降の子どもは、無料

◆ 【R1.10月より】
市町村民税非課税世帯（B階層該当）の子どもは、無料

— 計算した金額に100円未満の端数がある場合は、切り捨てる。—

9. 一時保育・延長保育・預かり保育・体調不良児対応型保育について

幼児教育・保育の無償化に加え、一時保育・預かり保育も無償化の対象となります。無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

① 一時保育とは・・・

一時保育（対象：原則町民で満 6 ヶ月から就学前）とは、父母及び扶養義務者の就労や通院などの事情でお子さんの保育ができない場合に一時的にお預かりする事業です。原則、週に 3 日までの利用となります。

利用については事前に申請が必要です。（原則 7 日前までに）

※初めて利用される場合は、園にて面談が必要です。

※利用日について希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

☆利用時間は、午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで☆

利用料金 (日額)	2 歳児まで	1, 6 0 0 円
	3 歳児	1, 3 0 0 円
	4 歳児から	1, 1 0 0 円

※4 月 1 日現在の年齢で算定します。

※「保育の必要性の認定」を受けた場合、一時保育の利用料が無償化されます。

② 延長保育とは・・・

延長保育（対象：保育所部在園児）とは、父母及び扶養義務者の就労（残業）などやむを得ない事情でお子さんの保育ができない場合に保育時間を延長する事業です。就労時間や通勤時間など、ご家庭の事情を考慮して利用を決定させていただきます。

利用については事前に申請が必要です。（原則利用月前月の末日までに）

利用料金 (日額)	午後 6 時 01 分～午後 7 時 00 分	1 0 0 円
	午後 7 時 01 分～午後 8 時 00 分	2 0 0 円

☆ 例) 午後 6 時 30 分に降園 → 1 0 0 円

午後 7 時 30 分に降園 → 2 0 0 円

※午後 6 時 01 分から利用申請及び利用料金が必要です。

※延長保育利用料金は無償化の対象外です。

③ 預かり保育とは・・・

預かり保育（対象：幼稚園・幼稚園部在園児）とは、父母及び扶養義務者の就労などの事情でお子さんの保育ができない場合にお預かりする事業です。原則、週に 3 日までの利用となります。

利用については事前に申請が必要です。（原則利用月前月の末日までに）

利用料金 (日額)	午後 2 時 01 分～午後 4 時 30 分	4 0 0 円
--------------	-------------------------	---------

※午後 2 時 01 分から利用申請及び利用料金が必要です。

※「保育の必要性の認定」を受けた場合、預かり保育の利用料が無償化されます。

➤ 紀州っ子いっぱいサポート：3子以降のお子さんが一時保育を利用した場合、年額15,000円まで利用料を助成します。（利用料をお支払いいただいてから、申請により助成します。）

※申請については条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

➤ 利用料金（延長保育料・預かり保育料）の減免：利用者負担額階層表でA階層及びひとり親世帯等のB階層、C1階層に該当する場合は、利用料金を減免します。

➤ 各利用料金の支払いは、利用月の翌月に利用した園を通じて請求させていただきますのでお支払いください。後日、園から領収書をお渡します。

④ 体調不良児対応型保育とは・・・

こども園の在園児で、保育・教育中に体調不良（微熱・軽微な怪我）となった場合、安心かつ安全な体制を確保し、（保健室には看護師が常駐しています。）保護者がお迎えに来るまでの間、緊急的な対応をする事業です。

あくまで応急的な看護等をおこない、必要があれば医療機関を受診しますが、園から連絡があった場合、できるだけ早急にお迎えに来てください。

10. 1号認定（幼稚園・幼稚園部）の長期休暇について

1号認定の教育標準時間を利用している幼稚園・こども園（幼稚園部）の幼児は夏季・冬季・春季休暇があります。

11. 入園申請の主な書類及び記入上の注意

教育・保育給付費支給認定申請書 (兼現況届兼利用申請書)	児童1人につき1枚 (変更の場合) 保護者変更、支給認定区分/保育必要量、こども園等の転園・退園等の場合にも必要 例：幼稚園部（1号）から保育所部（2号）に変更の場合 例：保護者変更の場合
就労証明書	雇用されている方
就労申告書	農業、自営業の事業主
申立書	求職活動中等の方 ハローワークの登録証の写し等
出産の場合	母子手帳の写し（出産予定日が分かるように記入しておいてください。）
診断書	疾病や障がい、介護・看護等

☆「保育が必要な事由を証明する書類（就労証明書等）」について

2号・3号認定を希望される場合は、父母及び扶養義務者の「保育が必要な事由」を証明する書類（就労証明書等）の提出が必要です。なお、同時入園を希望される兄弟姉妹がいる場合は、年長者のみの提出で結構です。

入園申し込み期間

☆ 受付期間 令和3年10月15日（金）～令和3年10月29日（金） ☆

※土・日・祝日は除きます。

※「令和4年度4月に入園を希望される場合」は、受付期間内に提出してください。

※令和4年度中に途中入園を希望される方は、入園希望日の2カ月前から受付を行います。

※必要書類は全て揃えて提出して下さい。不足書類や記入漏れのある場合は、受付することができません。

ご確認の上、提出の方よろしくお願い致します。

※受付期間内に申請をされた方について、原則、先に内定の決定を行います。受付期間後の申請は随時内定の決定を行います。なお、入園の決定は先着順ではありません。

※受付期間内に申請をされた方の内定の決定は、令和4年1月中旬を予定しています。

※申請書等は、記入例を参照し、記入してください。



ご不明な点がございましたら、教育総務課子育て係まで、
お問い合わせください。

-問い合わせ- かつらぎ町教育総務課 子育て係
TEL 0736-22-0303（内線 3008）
FAX 0736-22-7102